令和８年度
第２回
大田原市立中学校部活動
地域クラブ活動推進協議会

会議資料

令和８年10月８日（木）

大田原市教育委員会事務局

大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（第２版）

令和８(2026)年６月

大田原市教育委員会

目　次

はじめに　・・・

はじめに

○　教育委員会は、令和３（2021）年３月に策定した「大田原市立学校に係る部活動の方針」に基づき、適切な部活動の運営に向けた取組を推進してきた。

○　学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、本市のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

○　体力や技能の向上を図る目的以外にも、異なる年代と学校部活動を通した交流をする中で、生徒、教員、保護者等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

○　少子化が進行する中、学校規模も縮小し、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなりつつあり、学校や地域によってはその存続が厳しい状況も見受けられる。また、専門性や意思にかかわらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

○　本市生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

○　令和４(2022)年12月にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を、令和６(2024)年３月に栃木県教育委員会が「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を示したことから、これらを踏まえた本市の学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むため、これまでの運動部活動及び文化部活動の在り方に関する方針を統合した上で、「大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定した。その後、国が令和７(2025)年12月に示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び、栃木県教育委員会が令和８(2026)年３月に策定した「とちぎ部活動地域展開プラン」の方向性を反映し、本方針を改定するものである。

本方針策定の趣旨等

○　本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって、望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、市の考え方を示すものである。

○　学校部活動の地域展開は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の一体的な整備により、地域の実情に応じ、活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

○　本方針は、大田原市立中学校（以下「市内中学校」という。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

○　本方針のうち「Ⅰ　学校部活動」については、大田原市立小学校（以下「市内小学校」という。）の学校部活動についても本方針を原則として適用する。

○　「Ⅱ　新たな地域クラブ活動」「Ⅲ　学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備」「Ⅳ　大会等の在り方の見直し」は、市内中学校の生徒の活動を主な対象とし、市内小学校については、児童の心身の発達段階を踏まえつつ、健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組む。

○　本方針における「Ⅱ　新たな地域クラブ活動」「Ⅲ　学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備」「Ⅳ　大会等の在り方の見直し」については、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための選択肢を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために複数の道筋や多様な方法があることを前提としたものである。

○　本方針の策定をもって「大田原市立学校に係る部活動の方針」は、廃止する。

○　教育委員会は、本方針に基づく中学校の部活動改革の取組状況について、定期的に現状把握を行う。また、今後のスポーツ庁・文化庁及び栃木県による部活動改革の動向を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行う。特に、国及び県が定めた令和８(2026)年度から令和13(2031)年度までの６年間を「改革実行期間」と位置付け、計画的な環境整備を推進する。

Ⅰ　学校部活動

学校部活動は、教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

１　適切な運営のための体制整備

（１）学校部活動に関する方針の策定等

ア　校長は、本方針にのっとり、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その際、学校運営協議会や地域学校協働本部等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ　校長は、前記アの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ　教育委員会は、アに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア　校長は、生徒や教員の数、部活動指導員[1]の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ　校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

1　部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の２の規定に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（平成29年４月１日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

エ　教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ　教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や大田原市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則[2]（令和３（2021）年教育委員会規則第７号）に基づき、業務改善、勤務時間管理等を行うとともに、時間外在校等時間の上限を超える実態がある場合には、校務分掌の適正化や業務削減等の改善のための措置を講じる。

カ　教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校への配置に努める。また、教員ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制の構築を図る。

キ　教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒､保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修[3]を行う。

ク　教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。また、スポーツ・文化芸術団体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

---

2 「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」（平成15年政令第484号）第２号に掲げる業務（いわゆる「超勤４項目」）以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①１か月45 時間以内、②１年間360時間以内等としている。

3 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年３月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

２　学校部活動における安全管理の徹底

ア　教育委員会及び校長は、学校部活動の運営において、生徒の安全を第一に、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット[4]」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。

イ　部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、計画的に無理のない活動となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、使用する施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。
　また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、各教科等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保したりできるように指導する。

ウ　部活動中、部活動顧問又は部活動指導員は、生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接活動に立ち会えない場合には、他の教員と連携、協力するとともに、あらかじめ部活動顧問又は部活動指導員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。このためにも、部活動顧問又は部活動指導員は、日頃から生徒が活動内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解したりできるような指導を心掛ける。

エ　校長、部活動顧問及び部活動指導員は、天候の急変などに備え、あらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。特に高温・多湿時においては、「熱中症予防情報サイト」（環境省のホームページ）や「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会（以下「ＪＳＰＯ」という。））等を参考に、活動の実施を判断する。

---

4 「1件の重大な事故・災害の背後には、29件の軽微な事故・災害があり、その背景には300 件の事故につながりかねない、いわゆる「ヒヤリ・ハット」事象がある」という労働災害に対する経験則の一つで「1:29:300 の法則」ともいわれている。アメリカの損害保険会社に勤務していたハーバート・ウィリアム・ハインリッヒが、1929年に出版した論文の中で発表したことから「ハインリッヒの法則」と呼ばれている。

３　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

（１）適切な指導の実施

ア　校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

　特に運動部活動においては、文部科学省が平成25（2013）年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に沿った指導を行う。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ　運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解し、各スポーツ分野の特性を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ　文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことを正しく理解し、各文化芸術分野の特性を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ　部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を養うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会で好成績を収めるなどそれぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（２）部活動用指導手引の活用

　部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うための、中央競技団体[5]等が作成した指導手引（競技・習熟レベルに応じた１日２時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される手引き）を活用して、３（１）に基づく指導を行う。

5　スポーツ競技の国内統括団体

４　適切な休養日等の設定

ア　運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究[6]も踏まえ、以下を基準とする。

・　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日（第１・３週は日曜日）とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

・　長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた取扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

・　大会等への参加直前の週末において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後の週末に代替の休養日を確保し、長期間連続して活動することがないよう、生徒の身体的な疲労などに留意する。

・　１日の活動時間は、長くても平日は２時間程度以内、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内で、可能な限り短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

・　朝練習は、常設部においては行わない。なお、臨時部（特設部）は、校長の判断に基づき行うことができる。

・　練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康的な生活と学習時間の保障を確保した上で、生徒の負担をできるだけ軽減するために効率的な活動を行う。また、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

6　「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29（2017）年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも１週間に１～２日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ　文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部活動と同様とする[7]。

ウ　校長は、１（１）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドライン及び県の方針を踏まえ、本方針にのっとり、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ　休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前の一定期間は、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

５　生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア　校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能の向上や大会で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

　具体的な例として、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく身体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動が考えられる。

イ　教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、拠点校部活動や合同部活動の取組を推進する。なお、拠点校部活動や合同部活動を行うに当たっては、近隣の地区で取り組むことができるよう配慮する。

---

[7] 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして１週間当たりに換算すると、１週間当たりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の１週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、１週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めている。（平日は少なくとも１日、週末は少なくとも１日以上を休養日とし、１日の活動時間は長くとも平日では２時間程度、休業日は３時間程度を基準とする。）

ウ　校長は、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ　教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

６　学校部活動の地域展開等

ア　教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方を協議する場を設けることも検討する。

イ　教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、小学校、高等学校、大学、特別支援学校等との合同練習を実施するなど学校種を越えた連携を深め、生徒同士が切磋琢磨することや多様な交流の機会を設けるよう努める。

ウ　特定非営利活動法人大田原市スポーツ協会（以下「市スポーツ協会」という。）、競技団体その他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業について、教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

　また、各分野の文化芸術団体は、教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術の活動を推進する。

　更に、教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の資質向上に関する取組に協力する。

エ　教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、可能な限り地域のスポーツ・文化芸術団体と連携して活動する日を増やす。

オ　教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容を生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅱ　新たな地域クラブ活動

本市では、生徒数の減少から学校部活動を維持していくことが困難な状況にある。そのため、本市の実情に合わせて、部活動の継続性も十分に考慮しながら、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができるとともに、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これらを踏まえ、本方針においては、学校部活動が担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域から支えていくという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。本市においては、地域の実情に合わせて、関係者の共通理解の下、取組を進めていくこととする。

１　新たな地域クラブ活動の在り方

ア　市は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を整備する。

イ　地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる[8]。このような運営団体・実施主体の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ　新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、地域スポーツ・文化芸術団体の充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣や文化芸術の鑑賞及び創作が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

エ　選抜を行う等の競技力向上を主目的とした一般の民間チームやスクール等との適切な区別を図るとともに、中学生の活動としての質を担保するため、栃木県教育委員会が示す方針に基づき、市における認定の仕組みを構築し、適切な運営を推進していく。

---

8 運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

２　適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

（１）参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

（２）運営団体・実施主体

①　地域スポーツ・文化芸術団体の整備充実

【地域スポーツ団体】

ア　教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、地域スポーツ団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団[9]、市スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など）に加え、学校運営協議会、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市が運営団体となることも想定される。

イ　教育委員会は、地域スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示す『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』を運営団体・実施主体に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠した運営を行うことが求められる。

【地域文化芸術団体】

教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体に加え、学校運営協議会、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市が運営団体となることも想定される。

②　関係者間の連携体制の構築等

ア　教育委員会は、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者から成る協議会等において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

---

9 ＪＳＰＯにおいては、令和４（2022）年４月から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を47都道府県で開始している。また、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団が融合した取組を検討している。

③　地域クラブ活動に関する認定制度の推進

ア　教育委員会は、「とちぎ部活動地域展開プラン」に掲載されている「地域クラブ活動に関する認定制度」を参酌し、本市が求める要件を満たす運営団体・実施主体を「認定地域クラブ活動」として認定する。

イ　本認定制度の運用により、地域クラブ活動の質の担保と、以下のような効果を想定した公的支援や環境整備を進める。

・公的支援の受給（財政支援や学校施設等の優先利用等）
・中体連主催大会や文化関係コンクール等への円滑な参加機会の確保

ウ　運営団体・実施主体が認定を受けるための主な要件は、以下の通りとする。

１．活動の目的・理念
・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障し、選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れること。
・市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。

２．活動時間・休養日
・平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は、11時間程度の範囲内とする。
・週２日以上の休養日（休日のみ活動の場合は、原則、土日のどちらかを休養日に設定）を設けること。

３．参加費の設定
・活動の維持・運営に必要な範囲で家庭の経済的負担に配慮した、可能な限り低廉な参加費であること。

４．指導体制の整備
・暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止を徹底（日本版ＤＢＳの活用を含む）し、指導者研修の受講や指導者登録制度等への参画により、指導の質を保障すること。

５．安全確保
・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備が確立されていること。
・事故等が発生した場合の対応や責任関係等が明確化していること。
・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険へ加入していること。

６．運営体制
・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示をすること。
・営利を主たる目的とせずに運営し、かつ大会等に参加する場合は、運営へ積極的に協力すること。

７．学校等との連携
・活動方針やスケジュール（年間、月間）、生徒の活動状況等に関する情報を共有すること。
・学校施設の活用や教員等の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整をすること。

（３）指導者

①　指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア　教育委員会は、生徒にとって望ましい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。また、地域スポーツ団体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ　市スポーツ協会は、公認スポーツ指導者資格の取得を促進し、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質を向上させるだけでなく、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶するよう取り組む。

ウ　指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

エ　地域スポーツ団体は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合の対応について、自ら設ける相談窓口のほか、ＪＳＰＯ等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。また、地域スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【地域文化クラブ活動】

ア　教育委員会は、生徒にとって望ましい文化芸術に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。また、文化芸術団体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ　文化芸術団体は、指導者の質を保障するための研修等を実施する際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図り、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。また、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

ウ　文化芸術団体は、指導者に暴力等の問題となる行為が見られた場合の公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知並びに文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討を進める。更には、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の資質を向上させる。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、Ｉ３（１）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。また、教育委員会は、適宜、指導・助言を行う。

イ 指導者は、Ｉ３（１）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等の協力を得るなどして、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、Ｉ３（２）の指導手引を活用して、指導を行う。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 教育委員会は、スポーツ・文化芸術団体の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する「大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク」の適切な運用により、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。また、県が実施している「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」と連携を図り、適切な支援を行う。

ウ 教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じＩＣＴを活用した遠隔指導ができる体制を整える。

④ 教員等の兼職兼業

ア 教育委員会は、国が示す手引きや県が策定した「とちぎ部活動地域展開プラン」等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の見直しを行う。

イ　教員等が兼職兼業の申請をする際は、教育公務員特例法（第17条第１項）に基づいて必要書類の提出により申請を行うこととする。なお、勤務形態[10]に関わらず、業務内容や勤務時間等について、校長に相談することとする。

ウ　教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の希望を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校における業務への影響の有無、教員等の心身の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認も含め、検討して許可する。

その際、教員の兼職兼業における休日の地域クラブ活動時間は１か月当たり16時間を目安とし、１か月の兼職兼業における地域クラブ活動時間と時間外在校等時間を通算した時間は、45時間以内を目安とする。また、通算した時間が80時間以内とならないことが見込まれる場合には兼職兼業の許可をしないこととする。

なお、上記はあくまで上限を示しているものであり、上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。

エ　地域のスポーツ・文化芸術団体は、教員等を地域クラブの指導者とする際には、異動や退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無や居住地等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

なお、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会と地域のスポーツ・文化芸術団体が、連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が教員等の適切な労務管理に努める。

（４）活動内容

ア　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室やレクリエーション活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツやメディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保するよう努める。

イ　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に、生徒が一緒に参画できるよう努める。

10　勤務形態とは、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（令和３年２月17日文部科学省）で示されている委託（委嘱）、雇用、業務委託・請負、有償ボランティア、無償ボランティアを表している。

ウ　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容を、生徒や保護者に対して周知する。

（５）適切な休養日の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅰ　学校部活動」に準じ、後記アからウまでを遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、２（２）②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

ア　学校の学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、週末は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）平日に新たな地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、土日ともに活動することについて、柔軟に運用することも可能とするが、週当たりの総時間数が学校部活動で目安としている総時間数と同等な範囲での活動にするなど、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する。

イ　学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ　１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度以内、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は原則として３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内で、可能な限り短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

エ　休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間、学校全体、近隣の市町と共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

（６）活動場所

ア　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の各小・中学校の施設だけではなく、高等学校や廃校等、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設なども活用し、活動場所の確保を図る。

イ　市は、学校施設や公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設などの管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営の支援についても検討する。

ウ　教育委員会は、営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている場合、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改正を検討する。

エ　市は、地域クラブ活動を実施する団体等に対して、学校施設や社会教育施設、文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを検討する。

オ　教育委員会及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による２（２）②の協議会等を通じて、前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

カ　前記アからオまでについて、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和２（2020）年３月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和３(2021)年１月文化庁策定）も参考に取り組む。

（７）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定に努める。

イ　市は、地域クラブ活動に係る施設使用料を減免の対象とすることや、送迎に関する支援や経済的に困窮する世帯の生徒に対し、地域クラブ活動への参加費用の支援等について検討する。

ウ　市は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、生徒の参加費用の負担軽減に資する取組等を検討する。その際、企業等からの寄附等を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税の活用も考えられる。

エ　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

（８）保険の加入

ア　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（災害共済給付と同等の補償内容の保険（スポーツ安全保険等））に加入する。

イ　各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動にかかわる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動にかかわる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

３　学校との連携等

ア　地域クラブ活動は、スポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

　学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ　地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、２（２）②で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教員の知見も活用する。

ウ　教育委員会は、地域クラブ活動が２に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導・助言を行う。

エ　教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も、生徒や保護者に周知するなど、生徒の興味・関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ　学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開といった、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。

ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。

なお、本市においては、その地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくこととする。

１　新たなスポーツ・文化芸術環境の推進体制の整備

（１）休日の活動の在り方等

ア　地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の推進体制の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。今後、令和11(2029)年度末までに、地域の実情等に応じて休日の部活動を全て地域クラブ活動へ地域展開することを目指す。

イ　平日における環境整備については、令和13(2031)年度末までに、平日の部活動の地域展開等に関する具体的な取組方針を定め、地域の実情や課題（移動手段の確保、指導者確保、費用負担の在り方等）に応じた平日の地域展開等を実施できるところから取り組むこととし、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

ウ　地域の実情によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情にふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

（２）検討体制の整備

ア　教育委員会は、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開するなど情報発信を行う。

イ　教育委員会は、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、健康増進、社会福祉、地域振興の担当部署並びに地域スポーツ、文化コミッション等との連携も考えられる。また、スポーツ推進委員が市と地域のスポーツ団体等との連絡調整を担うことも期待される。

ウ　市スポーツ協会、文化協会等の団体は、地域のスポーツ・文化芸術団体の取組の助言・支援を行う。

エ　市の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に携わる各分野の関係団体は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

オ　学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、市の関係部署や地域のスポーツ・文化芸術団体と協力する。

（３）段階的な体制の整備

学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の適正化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、以下のような体制の整備を段階的に進めることを検討する。

ア　市が運営団体となり、又は市が中心となって社団法人やＮＰＯ法人等の運営団体を設立し、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に指導者を派遣する体制

イ　総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、市スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、生徒が参加できる体制

※　なお、直ちに前記ア及びイのような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域展開等として、必要に応じた拠点校方式による合同部活動の導入を検討する。その際、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境の確保に努める。

２　休日の学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開の段階的推進

ア　休日における学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開について、国は令和８(2026)年度から令和13(2031)年度までの６年間を改革実行期間と位置付けている。栃木県教育委員会が策定した「とちぎ部活動地域展開プラン」（令和８(2026)年３月）を参考に、本市においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、本方針を改定策定し、休日の学校部活動の段階的な地域展開等を進める。

イ　教育委員会は、改革推進期間までの、学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価･分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

３　大田原市における総合的・計画的な取組

ア　教育委員会は、本方針に基づき、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ　教育委員会は、休日の部活動の段階的な地域展開に関する実践や、実証事業等の成果の普及を図るとともに、学校における取組の進捗状況を把握し、学校や地域のスポーツ・文化芸術団体に対して必要な指導・助言及び支援を行う。

Ⅳ　大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズに応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施と連動した望ましい大会等の在り方について示す。

１　生徒の大会等の参加機会の確保

ア　公益財団法人日本中学校体育連盟においては、令和５（2023）年度から地域クラブ活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定し、その参加資格の拡大を着実に実施するとしている。栃木県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）においても、同年度の「栃木県中学校総合体育大会」から、地域クラブ活動に参加する生徒が大会に参加できるようにしており、引き続き、参加資格について検討していくこととしている。あわせて、那須地区中学校体育連盟（以下「地区中体連」という。）等が主催する大会においても同様の見直しが図られるよう、県中体連は地区中体連に対し、それぞれ必要な協力や支援を行うこととしている。

市は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じて、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、県大会、地区大会等において見直しを行うよう、中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者に要請する。

また、文化関係団体においてもコンクール等の在り方について検討が始まっているところである。市は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、見直しを要請する。

イ　市は、移行期に学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含めた参加登録の在り方の決定に向けて、大会等の主催者に要請する。

２　大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

（１）大会等への参加の引率

【学校部活動】

市は、学校部活動における大会等の引率を部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者等の協力を得ることなど、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を大会等の規定として明記し、運用するよう大会等の主催者に要請する。

【地域クラブ活動】
　地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、市は、大会等の主催者にその旨を大会等の規定として明記し、運用するよう要請する。

（２）大会運営への従事

ア　大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が不足する場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託するなど、適切な体制を整える。

イ　大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ　教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の取扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規程等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ　教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

オ　大会等の主催者は、必要に応じ、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組を行う団体等との連携を図る。

３　生徒の安全確保

ア　大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には、開催時期を変更するなど、十分な安全対策を行う。

イ　大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性を踏まえ、中学校の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（ＷＢＧＴ）等の客観的な数値を示す。

ウ　大会等の主催者は、天候不順により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、代替案を事前に準備し、生徒の体調管理を最優先に対応する。

４　大会等の在り方

ア　大会等の主催者は、本方針の趣旨を踏まえて、発育・発達期にある生徒にとってふさわしい大会等の在り方や、適切な運営体制等について改めて検討する。

イ　大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ　教育委員会は、地区中体連と連携を図り、Ⅱ２（２）②の協議会等の場を活用して中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安について検討する。

エ　校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ　大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会の開催を検討する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

カ　スポーツ団体及び文化芸術団体は、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や複数の運動種目を経験したい生徒のニーズに対応した機会を設けるよう努める。

終わりに

○　学校部活動は、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深くかかわってきたものであり、その在り方は国民的な関心事項となっている。

○　学校部活動を巡ってはこれまでも様々な課題が指摘されてきた中、現在、多くの地域において、少子化の進行により持続可能ではないという危機感が共有されつつある。

○　本市としては、将来にわたり子どもたちにスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる一層豊かな機会を確保していく強い覚悟を持って、子どもの視点に立ち、学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開の方向性と対応策を示したところである。

○　人の生涯の中でも中学生の年代は、心身を磨き伸ばす意義の大きい大切な時期であり、スポーツ活動と文化芸術活動は、これらに対し共に貢献できるものであることから、本方針では両者を分け隔てることなく一体として取り扱ったところである。

○　学校、スポーツ・文化芸術団体等においては、本方針を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な取組を進めることが望まれる。

○　本市においては、本方針について、着実な実施を図るとともに国や県の改革実行期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。

巻末資料

１　参考文献・参考資料

（１）学校の働き方改革を踏まえた部活動改革
〔文部科学省：令和２(2020)年９月〕
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406073_00003.htm

（２）運動部活動の地域移行に関する検討会議提言
〔スポーツ庁：令和４(2022)年６月〕
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm

（３）文化部活動の地域移行に関する検討会議提言
〔文化庁:令和４(2022)年８月〕
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/93755101.html

（４）部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する
総合的なガイドライン〔文部科学省：令和７年12月〕
https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf

（５）公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の
兼職兼業について（手引き）〔文部科学省：令和５(2023)年１月〕
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

（６）時間外労働の上限規制〔厚生労働省働き方改革特設サイト〕
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/overtime.htm

（７）公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン
〔文部科学省：平成31(2019)年１月〕
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/1412983.htm

（８）学校における働き方改革推進プラン（第２期）
〔栃木県教育委員会：令和４(2022)年３月〕
https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/documents/gakkouniokeruhatarakikatakaikakudai2kipurann.pdf

（９）教員の部活動に関する意向調査結果について
〔栃木県教育委員会：令和４(2022)年10月〕
https://www.pref.tochigi.lg.jp/m12/bukatsu/documents/kyouinikoutyousa.pdf

(10)「とちぎ部活動地域展開プラン」
〔栃木県教育委員会：令和８(2026)年３月〕
https://www.pref.tochigi.lg.jp/m12/bukatsu/documents/20260331145324.pdf

(11) 栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針
〔栃木県教育委員会：令和６年(2024)年３月〕
https://www.pref.tochigi.lg.jp/m12/bukatsu/documents/20240313171928.pdf

(12) スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉
〔スポーツ庁：令和元(2019)年８月〕
〔スポーツ庁：令和５(2023)年11月改定〕
https://www.mext.go.jp/sports/content/20231201-spt_kyosport-300001060_1.pdf

２　関連ページ

（１）部活動改革ポータルサイト（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

（２）文化庁HP（文化部活動改革）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html

（３）運動部活動用指導手引

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm

（４）栃木県HP（部活動に関するページ）

https://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/gakkoukyouiku/bukatudou/index.html

大田原市地域クラブ活動等の環境整備「学校部活動の地域展開等」（令和8年度からの取組）

1. 環境整備の基盤となる学校部活動の新たな「地域展開等」の方針（令和8年度からの方針等）
2. 地域での「環境整備」の取組
   （1）「大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（第2版）
   （2）中学校部活動地域クラブ活動推進協議会
   （3）大田原市地域クラブ活動の団体登録
   （4）大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク
   （5）「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（実証事業）」
   （6）「部活動の地域展開等推進事業（補助事業）」（令和8年度）
3. 学校の「部活動改革」の取組
   （1）中学校拠点校部活動
   （2）中学校部活動指導員の配置
   （3）合同（チーム）部活動
   （4）教職員の「兼職兼業」
   （5）市内各中学校ホームページ

文部科学省への「よくある質問」一覧

1.環境整備の基盤となる学校部活動の新たな「地域展開等」の方針（令和8年度からの方針等）

（注意）令和8年4月より「地域移行」を「地域展開」の文言に変更しました。

「学校部活動の地域展開等」とは、これまで学校の教員が担当していた学校部活動の指導を地域クラブ活動や地域の団体などに移行（展開）させる取組です。具体的には、平日や休日に教員が顧問として指導してきた運動部活動や文化部活動の指導を地域クラブ活動に委ねたり、学校部活動に指導者を招いたりすることで、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、生徒が自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにしつつ、教員の負担軽減を図る目的があります。国（文部科学省）の方針に基づき、これらの「部活動改革」の取組を令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」とし、地方公共団体や学校をはじめとする関係団体の工夫により取り組んできました。そして新たに、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」としての方針が示されました。

本市の新たな活動目標（令和8年度から令和13年度までの6年間のプラン）

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒のスポーツ・文化芸術活動が充実することを目指します。

【休日】令和11（2029）年度末までに、市内全中学校の休日の部活動をすべて地域展開することを目指します。

【平日】令和13（2031）年度末までに、平日の活動の取組方針を定め、地域の実情に応じた地域展開等の取組を実施します。

本市の具体的な取組

目標実現のため、令和5年度から令和7年度までの3年間の「改革推進期間」、及び令和8年度から令和13年度までの6年間の「改革実行期間」の「継続実施」及び「新規実施（含：準備段階）」は以下のとおりです。いずれの取組も、学校部活動の教育的意義を継承・発展できるよう配慮して取り組んでおります。

令和8年度も継続する取組

1. 地域・学校・保護者・クラブ等の代表により「大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会」を開催し、活動場所や経済的負担、移動方法などの課題解決に取り組みます。
2. スポーツ庁等からの実証事業や補助事業を受け、地域クラブ活動の支援を行います。
3. 運営団体、実施主体（地域クラブ）及び市の人材バンク等を様々な機会等を通して周知し、地域クラブや指導者の確保に努めます。
4. 希望する教職員が地域クラブ活動の指導者として取り組めるよう、業務改善を推奨し「兼職兼業」をしやすくしていきます。
5. 今後も新たなリーフレットやホームページ、説明会等で広報周知に努めます。
6. 学校部活動の適正設置（合同部活動・拠点校部活動等）に取り組んでいきます。
7. 児童等の子供のニーズを把握するため、小学生に対するスポーツ・文化活動調査及び入部意向調査を継続実施します。

令和8年度からの新たな取組

1. 国・県の地域展開等のおけるガイドライン（方針）に基づき、市独自に「大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（第2弾）を作成し、周知を図ります。
2. 令和8年度中に「大田原市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(仮称)」を制定し、令和9年度春から正式な「認定制度」を導入していくことを目指します。（令和8年12月頃、公開を予定しております。）
   （注意）令和5年度から「団体登録」しているクラブ（団体）も、新たな「申請」が必要になります。）
3. 市では新たに地域クラブ等に上記「認定制度」を導入し、地域の実情に応じた適切な形態での地域クラブ活動を援助していきます。併せて「認定地域クラブ活動指導者の登録制度」も導入してまいります。

関係資料　「本市の状況」関連

- 大田原市立中学校の生徒数の推移[PDF：377KB]
  （注意）今年度以降の生徒数は、小学校児童数の推計によります。
- 大田原市立中学校「常設部活動」設置一覧[PDF：53.9KB]
  （注意）「特設・臨時（季節）部」の記載はありません。

本市の部活動改革《中学校部活動の地域展開等》の普及・啓発資料（令和8年度からの新たなリーフレット）

大田原市では中学校部活動の地域展開等を推進します

～子供のスポーツ・文化芸術活動の機会を守り、地域の子供は学校を含めた地域で育てる～

【背景】

少子化が進んでおり、今後も生徒数の減少が想定され、それに伴って教職員の数も減っていきます。

- **部活動の存続が困難となりチーム編成ができず合同チームを編成している部活動があります。**
- **部活動に対するニーズが多様化していますが、学校規模で設置している部活動数が異なり、生徒のスポーツ・文化芸術活動の体験格差が生じています。**
- **生徒たちのやりたい部活動がない学校があります。**
- **教員の負担軽減の必要性が生じています。**

【目的】

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒のスポーツ・文化芸術活動が充実することを目指します。

大田原市の部活動・地域クラブ活動のスタイル

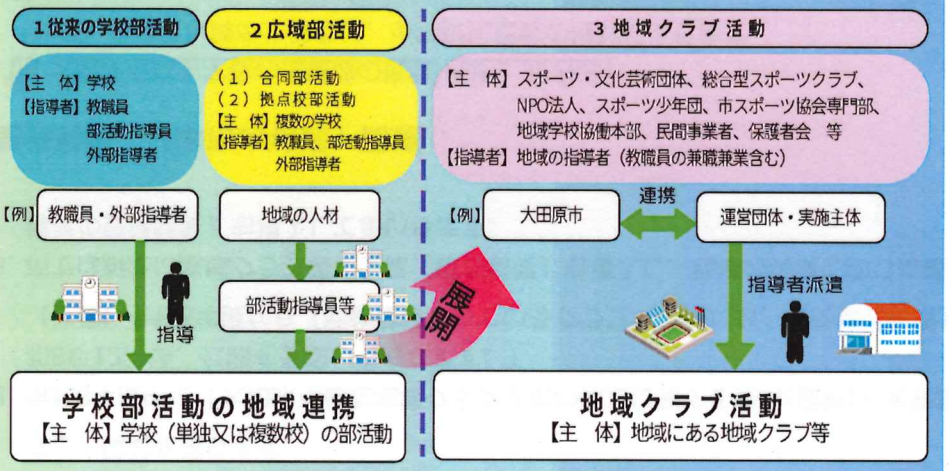

本市の新たな「普及・啓発チラシ」（表）

今後の大田原市における部活動地域展開等の方向性

【休日】令和11(2029)年度末までに、市内全中学校の休日の部活動をすべて地域展開することを目指します。
【平日】令和13(2031)年度末までに、平日の活動の取組方針を定め、地域の実情に応じた地域展開等の取組を実施します。

令和5～7年度	令和8～10年度（前期）	令和11～13年度（後期）
改革推進期間	改革実行期間	

地域展開等のメリットは？

- ニーズに応じた専門的な指導が受けられる
- 他校の生徒や色々な年代の人との関わるなど、多様な交流ができます
- 複数の活動など多種目の活動が可能です

○地域展開等における活動の例

Aさん	平日：バスケ部	休日：バスケクラブ
Bさん	平日：サッカー部	休日：水泳クラブ
Cさん	平日：バレーボール部	休日：活動しない
Dさん	平日：活動しない	休日：サッカークラブ
Eさん	平日：サッカークラブ	休日：サッカークラブ

Q&A

Q１：学校部活動はなくなってしまうのですか？
A１：なくなりません。地域展開等の準備が整った部活動から展開します。
Q２：部活動や地域クラブ活動に必ず参加しなくてはいけないのですか？
A２：必ずではありません。
Q３：地域クラブは中学校体育連盟の大会に出場できるのですか？
A３：原則として出場できます。（各専門部の規定によります）
Q４：部活動が地域で展開したら会費等の保護者の負担はどうなりますか？
A４：地域展開後は学校の活動でなくなるため、指導者の謝金や会場使用料、保険料等の負担は保護者の負担となります。

お願い：部活動の地域展開を受け入れられる地域クラブ活動の団体や指導者として御協力いただける場合には御連絡ください。

大田原市教育委員会 「オール大田原」 子どもたちの笑顔あふれる大田原

【 問い合わせ先：大田原市・大田原市教育委員会 】

学校部活動関係：	学校教育課	0287-23-3125
地域クラブ活動・施設関係：	スポーツ振興課	0287-22-8017
文化芸術活動関係：	文化振興課	0287-23-3129
地域クラブ指導者人材バンク関係：	生涯学習課	0287-23-2100

本市の新たな「普及・啓発チラシ」（裏）

↑一番上に戻る

2.地域での「環境整備」の取組

（1）「大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（第2版）

この方針は、文部科学省や栃木県教育委員会が示したガイドライン（方針）及び本市独自に作成（令和7年2月）した「第1版」同様、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒のスポーツ・文化芸術活動が充実することを目指しております。また、学校部活動や新たな地域クラブ活動の適正な運営や効率的・効果的な活動ができるよう方針を示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、市の考え方を示すものです。学校部活動や地域クラブ活動は、この方針に基づいて運営や活動を行っております。

関係資料

「大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（第2版）」令和8年6月[PDF：692KB]

新たな「市の方針」は、文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び栃木県教育委員会「とちぎ部活動地域展開プラン」等を参考に市独自に作成いたしました。令和8年からの新たな取組の基となる方針となっております。是非、ご覧いただきたいと思います。

（2）中学校部活動地域クラブ活動推進協議会

令和8年度も引き続き実施します。（年間2回から3回の開催を予定しております。）この協議会は、次に掲げる事項を所掌しています。

1. 大田原市立中学校部活動の地域クラブ活動への移行（地域展開）に関する事項
2. 地域クラブ活動の運営方法等に関する事項
3. 教育委員会が部活動の地域クラブ活動への移行（地域展開）に関し必要と認める事項

関係資料　「部活動地域クラブ活動推進協議会」関連

- 大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会の組織及び運営に関する要綱[PDF：135KB]

過去の会議資料　「部活動地域クラブ活動推進協議会」（令和5年10月結成）

令和5年度

1. 令和5年度　第1回推進協議会　令和5年10月12日[PDF：11.1MB]
2. 令和5年度　第2回推進協議会　令和6年1月12日[PDF：7.09MB]

令和6年度

1. 令和6年度　第1回推進協議会　令和6年5月28日[PDF：2.38MB]
2. 令和6年度　第2回推進協議会　令和6年10月7日[PDF：1.56MB]
3. 令和6年度　第3回推進協議会　令和7年2月3日[PDF：8MB]

令和7年度

1. 令和7年度　第1回推進協議会　令和7年6月3日[PDF：15.3MB]
2. 令和7年度　第2回推進協議会　令和7年10月23日[PDF：3.25MB]
3. 令和7年度　第3回推進協議会　令和8年2月2日[PDF：3.35MB]　【令和8年2月追記】

令和8年度

1. 令和8年度　第1回推進協議会　令和8年6月1日[PDF：4.11MB]　【令和8年6月追記】

（3）大田原市地域クラブ活動の団体登録

令和8年度中に「認定制度」の導入を予定しております。導入後には、このホームページにて紹介いたします。

令和6年度から中学校部活動の地域展開の受け皿となるクラブ活動の団体登録を行っています。その登録は、クラブ活動の運営や活動を支援するものであり、スポーツ庁の「ガバナンスコード」や令和7年2月に策定した大田原市独自の学校部活動、地域クラブ活動の「在り方に関する方針」に沿った運営方針を条件としています。現在も団体登録を受け付けておりますが、今後、「大田原市の認定に関する要綱」を作成し、その「認定要件」に基づき、審査を行い「大田原市認定地域クラブ活動」となる予定です。

その「認定要件」は、新たな「大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針（第2弾）」に基づき「認定に関する要綱」が制定され次第、ホームページやよいちメール、学校メール等でお知らせいたします。

（注意）文化芸術活動のガバナンスコードは、「スポーツ活動」のガバナンスコードを「文化芸術活動」と読み替えております。

大田原市地域クラブ活動登録クラブ（団体）一覧（令和8年5月現在）

軟式野球

- ABLAZE（実施主体）

バスケットボール

- 大田原ジョイフルスポーツクラブ（運営団体・実施主体）

サッカー

- FC黒羽（実施主体）
- MAKE NEXT大田原サッカーサポートクラブ（実施主体）

ソフトテニス

- 大田原Jr.STEP（実施主体）

ソフトボール

- 黒羽ソフトボールクラブ（実施主体）
- REDガールズSBC（実施主体）
- TOCHIGI ARTEMIS（実施主体）

柔道

- 湯津上柔道教室（実施主体）

剣道

- 大田原地区剣道連盟（運営団体）
- 大田原南剣道クラブ（実施主体）
- 大田原北剣道クラブ（実施主体）

「大田原市認定地域クラブ活動」一覧

令和9年4月以降、準備が整い次第お知らせいたします。

関係資料

大田原市認定要綱

- 「大田原市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（仮称）」
  （注意）令和8年12月、制定され次第お知らせいたします。

市が管理するスポーツ施設等

- 市登録地域クラブ活動「活動場所」（スポーツ振興課・生涯学習課管理）一覧[PDF：3.97MB]

ガバナンスコード

- スポーツ庁ホームページ「スポーツ団体ガバナンスコード《一般スポーツ団体向け》」（外部サイト）

（4）大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク

部活動の地域展開としての受け皿となる地域クラブ活動等の指導者を確保するため令和7年より「大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク」を設置しています。その目的は、地域において地域クラブ活動等の指導にご協力いただける地域の人材（指導者）等を発掘・登録し、指導者を必要とする地域クラブ活動及び学校等の求めに応じ、その情報を提供することを目的としています。

- 大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク

（5）地域スポーツクラブ活動体制整備事業（実証事業）

市教育委員会では、休日の部活動の地域展開に関する体制整備のため、令和6年度からスポーツ庁の実証事業を実施してきました。休日の「地域スポーツ活動」について、学校の部活動以外のクラブ（団体）活動が活動を行った場合を対象としており、将来的に「自己運営」できる地域クラブ活動となる事を目指しています。

関係資料　本市の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（移行に向けた【実証事業】）「報告書」

令和6年度

1. 「大田原ジョイフルスポーツクラブ」若草中女子バスケットボール部
2. 「大田原ジョイフルスポーツクラブ」金田北中バレーボール部

- 令和6年度　地域スポーツクラブ活動体制整備事業（実証事業）「大田原市報告書」[PDF：8.5MB]

令和7年度

1. 「REDカールズSBC」金田北中ソフトボール部
2. 「大田原ジョイフルスポーツクラブ」若草中女子バスケットボール部
3. 「大田原南剣道クラブ」大田原中剣道部・親園中剣道部・野崎中剣道部
4. 「大田原北剣道クラブ」金田北中剣道部・金田南中剣道部
5. 「FC黒羽」金田南中サッカー部
6. 「黒羽ソフトボールクラブ」黒羽中ソフトボール部

7.「湯津上柔道教室」湯津上中柔道部

- 令和7年度　地域スポーツクラブ活動体制整備事業（実証事業）「大田原市実施状況」[PDF：204KB]

(注意）国の「報告書」は、スポーツ庁が公開し次第、公開いたします。

（6）「部活動の地域展開等推進事業（補助事業）」（令和8年度）

市教育委員会では、休日の部活動の地域展開に関する体制整備のため、令和8年度、スポーツ庁の補助事業を実施することを前向きに検討しております。この事業に関しては、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進などに係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴奏支援等を実施することになっております。この事業もまた、「休日の地域スポーツ活動」について、学校の部活動以外の地域クラブ（団体）活動が活動を行った場合を対象としており、将来的には「自己運営」できる地域クラブ活動を目指しています。

関係資料

以下のページでは、令和8年度文部科学省（スポーツ庁）において予算を確保しようとしている事業について、参考までにお知らせします。詳細が知りたい場合は、スポーツ庁・文化庁のホームページの「予算等の項目」をご参照ください。

【運動部活動の地域展開等推進事業】（令和8年度予算等）

- スポーツ庁ホームページ「部活動の地域展開等の全国的な実施（令和8年度当初予算）（外部サイト）
- スポーツ庁ホームページ「令和8年度当初予算（案）及び令和7年度補正予算補足資料（外部サイト）

↑一番上に戻る

3.学校の「部活動改革」の取組

（1）中学校拠点校部活動

生徒数の減少により、生徒の興味・関心に応じた持続可能な部活動の設置と運営に困難が生じていることから、本市では「拠点校部活動」を実施しています。在籍する中学校に希望する部活動が設置されていない場合に、拠点校として指定された中学校が、希望生徒を受け入れる方式の部活動です。

対象生徒は、在籍する中学校で授業を受け部活動のみ拠点校での活動ができます。（拠点校への移動は、原則保護者の協力が必要となります。）希望がある場合は、在籍する中学校に相談することになっております。ご相談は、年間を通じ各中学校で受け付けております。

関係資料　「拠点校部活動」関連

- 大田原市立中学校拠点校部活動リーフレット（令和8年度版）[PDF：262KB]

- 本市中学校拠点校部活動実施校一覧（令和8年5月現在）[PDF：124KB]

（2）中学校部活動指導員の配置

中学校の部活動において、専門的な知識・技能を有する「部活動指導員」を配置することにより、部活動の充実、活性化及び教職員の負担軽減を図る取組です。身分は「大田原市会計年度任用職員」とし、職務は、教育委員会及び配置校の校長の指揮・監督の下に業務を行います。令和8年度7月現在、8中学校（市内全中学校）で12名を配置（令和7年度は8名の配置でした。）しております。業務内容は、実技指導・安全に関する指導・大会等の引率・指導計画の作成・怪我等への対応等9項目（学校との相談）あります。

関係資料　「中学校部活動指導員」関連

- 大田原市立中学校部活動指導員配置事業「実施要項」[PDF：170KB]
- 大田原市立中学校部活動指導員配置状況一覧（令和8年7月現在）[PDF：179KB]
- 大田原市立中学校の「中学校部活動指導員」を希望する指導者は、栃木県教育委員会の下記外部サイトをご覧いただき、希望の場合には、そちらにご登録ください。
  なお、ご登録が済みましたら、学校教育課（電話0287-23-3125）にご連絡ください。
  栃木県教育委員会ホームページ「部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」（部活動指導員関係）」（外部サイト）
  （注意）本市では「部活動指導員」の登録制度はありません。栃木県への登録をお願いします。

（3）合同（チーム）部活動

合同（チーム）部活動とは、複数の学校が協力して一つの部活動を運営し、同じ施設や指導者で活動する部活動です。少子化や部活動の継続が困難な状況を改善するために、年々増加しています。具体的には、近隣の学校が合同で一つのチームを組み、練習や大会を共同で行う場合や、特定の学校を拠点として他の学校の生徒が参加する場合などが考えられます。なお、「合同チーム」として正式な大会（学校体育連盟主催）に出場する場合には、「参加規程」（下記参照）がありますのでご留意ください。

関係資料　「合同（チーム）部活動」関連

- 本市中学校の部活動「合同（チーム）部活動」[PDF：410KB]
  （注意）令和5年度から令和8年度前期まで
- 栃木県中学校体育連盟ホームページ「栃木県体育大会合同チーム参加規程」（外部サイト）
  （注意）本市を含む那須地区の合同チームの条件は、この県の条件に準じています。

（4）教職員の「兼職兼業」

本市の中学校は、実情に応じた地域クラブ活動への展開や学校部活動（拠点校部活動・合同部活動）に取り組んでいます。そのうえで、教職員が地方公共団体や地域クラブ活動を実施主体とする地域クラブ（団体）等から報酬を得て指導する場合は、営利企業への従事等の許可や教育に関する兼職等の承認（いわゆる「兼職兼業の許

可」）が必要となります。地域クラブ活動等から指導の依頼があったり、地域クラブ活動での指導を希望する場合は本人の意思で校長を経由して、教育委員会に申請し、業務に支障をきたさない程度に、適切に行なうことになっております。

関係資料　教職員の「兼職兼業」関連

- 文部科学省ホームページ「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（外部サイト）
- 大田原市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則[PDF：143KB]
- 部活動地域移行における兼職兼業の申請および報告の流れ[PDF：200KB]
- 教職員の兼職兼業許可申請について[PDF：490KB]
- 兼職兼業における留意事項 [PDF：167KB]
- 大田原市兼職兼業許可申請書[PDF：216KB]

（5）市内各中学校ホームページ

市内各中学校ホームページへのリンクを掲載します。それぞれの学校の「部活動のコーナー」や「地域クラブのコーナー」をご覧ください。

- 大田原市立大田原中学校ホームページ（外部サイト）
- 大田原市立若草中学校ホームページ（外部サイト）
- 大田原市立親園中学校ホームページ（外部サイト）
- 大田原市立金田北中学校ホームページ（外部サイト）
- 大田原市立金田南中学校ホームページ（外部サイト）
- 大田原市立野崎中学校ホームページ（外部サイト）
- 大田原市立湯津上中学校ホームページ（外部サイト）
- 大田原市立黒羽中学校ホームページ（外部サイト）

↑一番上に戻る

ご意見、ご感想、ご要望等

以下の連絡先にお問い合わせください。

内容	担当課	電話番号

学校教育（部活動）等に関する環境整備	学校教育課	0287-23-3125
地域スポーツクラブ活動等の環境整備	スポーツ振興課	0287-22-8017
地域文化芸術クラブ活動等の環境整備	文化振興課	0287-23-3129
上記以外の生涯教育に係る環境整備	生涯学習課	0287-23-2100

次のサイトに「よくある質問」がまとめられていますので参考としてください。

- スポーツ庁ホームページ「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に関するFAQ（外部サイト）
- スポーツ庁ホームページ「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に関するFAQ（外部サイト）

お問い合わせ

生涯学習課
所在地：栃木県大田原市本町1丁目4番1号 本庁舎4階

生涯学習係
TEL：0287-23-2100　FAX：0287-23-1905　E-Mail：syougaigakusyuu@city.ohtawara.tochigi.jp

---

Get Adobe Acrobat Reader

PDFの閲覧にはAdobe社の無償のソフトウェア「Adobe Acrobat Reader」が必要です。下記のAdobe Acrobat Readerダウンロードページから入手してください。

Adobe Acrobat Readerダウンロード

公開日 2026年10月01日

戻る

大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク

大田原市地域クラブ活動指導者人材バンクの設置

部活動の地域展開としての受け皿となる地域クラブ活動等の指導者を確保するため、令和7年度より「大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク」を設置しています。本バンクは、地域において地域クラブ活動等の指導にご協力いただける地域の人材（指導者）等を発掘・登録し、指導者を必要とする地域クラブ活動及び学校等の求めに応じ、その情報を提供することを目的としています。

登録申請された情報は、「大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき公開し、閲覧した地域クラブ活動及び学校等が、求める人材の条件と合致したときに市教育委員会に情報の提供を求め、市教育委員会は、個人情報の提供に同意が得られた人材の連絡先等の情報を提供するものです。

栃木県教育委員会も同様の「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」を設置しておりますが、本バンクは市単独のものです。随時指導者を募集しておりますので、希望がありましたら奮ってご登録ください。

なお、すでに指導先地域クラブ活動等で指導されている指導者の方は、改めて登録する必要はありません。

公開する情報

登録した指導者情報は、大田原市の条例に基づき、市ホームページ上で公開させていただきます。

収集した個人情報は、大田原市個人情報保護条例に基づいて、適正に管理します。公開内容は、所属先・性別・指導分野・指導種目・活動内容・資格・指導可能地域・指導対象者・適切な指導の誓約のみとなります。

人材登録から任用までの流れ

1. 地域クラブ活動等の指導者として活動を希望される場合、登録申請を行っていただくことで、「大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク」に登録されます。
2. 指導者の配置を希望する地域クラブ活動及び学校等が、市ホームページで登録者情報を確認し、市教育委員会に希望する指導者の情報を照会します。

3. 市教育委員会は、照会のあった指導者で、同意を得られた指導者の情報を回答します。
4. 地域クラブ活動及び学校等は、情報のあった指導者に連絡し、活動に日程や指導内容、謝金等について簡単な打合せを実施します。
5. 条件等が合致した場合、地域クラブ活動及び学校等は正式な任用に向けた手続きを行い、その結果を市教育委員会へ報告します。登録者全員が採用になるわけではありませんので、ご了承ください。

大田原市地域クラブ活動指導者人材バンクの「募集」（市広報の抜粋）[PDF：633KB]

指導者の資格要件

1. スポーツや文化芸術活動等における指導経験や資格を有するなど、専門的な知識・技能のある方。
2. 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント等、不適格な指導がない方。

各種申請の手続き

登録申請

人材バンクに新規登録を希望する方は、以下のいずれかの方法で申請してください。

【方法1】大田原市電子申請システムによる申請
下記リンクにアクセスし、必要事項を入力して申請する。

大田原市地域クラブ活動指導者人材バンクへの人材登録申請（電子申請）（外部サイト）

【方法2】郵送または持参による申請
様式一覧から様式第1号、様式第2号をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ生涯学習課へご提出ください。

提出先

〒324-8641　大田原市本町1丁目4番1号　大田原市教育委員会事務局 生涯学習課

登録更新の申請

登録指導者の登録期間は年度ごととなります。
登録指導者の登録期間が満了し、期間を更新をするときは様式一覧から様式第3号をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ生涯学習課へご提出ください。

登録内容変更の申請

登録期間中において、登録内容に変更が生じたときは様式一覧から様式第4号をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ生涯学習課へご提出ください。

地域クラブ活動指導者人材バンク登録指導者の情報提供について

人材バンクに登録された指導者の配置を希望する地域クラブ活動及び学校等が行う手続きは以下のとおりです。
指導者情報は、指導者から登録申請書が提出され次第順次更新して市ホームページで公開します。

人材バンク登録指導者の確認

登録指導者の情報は、別表のとおり分野ごとに公開しています。ご参照のうえ、求める要件に合致した指導者がいるかご確認ください。
（注意）別表に掲げる指導者情報は令和8年9月1日現在のものです。今後随時更新します。

別表1「スポーツ分野」一覧表[PDF：252KB] 別表2「文化芸術分野」一覧表[PDF：203KB]

指導者情報の照会

地域クラブ活動及び学校等が、登録された指導者の情報提供を求めるときは、様式一覧から様式第5号をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ生涯学習課へご提出ください。

登録指導者から登録情報の提供に同意が得られたときに、登録指導者の情報を照会者へ通知いたします。登録指導者に依頼内容や勤務条件等の説明を行っていただき、採用の可否をご判断ください。

採用結果の報告

情報提供を受けた登録指導者の採用結果について、様式一覧から様式第7号をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ生涯学習課へご提出ください。

大田原市地域クラブ活動指導者人材バンクでは求める人材がいない場合

本バンクで条件が合致しない場合は、栃木県教育委員会ホームページ「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」（外部サイト）をご覧ください。
なお、栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンクをご利用の場合には、必ず栃木県健康体育課 （電話028-623-3415）にお問い合わせください。

様式一覧

- 【様式第1号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書[PDF：323KB]
- 【様式第1号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書[WORD版：17.9KB]
- 【様式第2号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク【個人】登録用紙[PDF版：537KB]
- 【様式第2号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク【個人】登録用紙[WORD版：29.8KB]
- 【様式第3号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録更新申請書[PDF版：272KB]
- 【様式第3号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録更新申請書[WORD版：17.7KB]

- 【様式第4号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録内容変更届[PDF版：338KB]
- 【様式第4号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録内容変更届[WORD版：18.6KB]
- 【様式第5号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録指導者の情報提供について(照会)[PDF版：196KB]
- 【様式第5号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録指導者の情報提供について(照会)[WORD版：18.8KB]
- 【様式第7号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録指導者採用結果報告書 [PDF版：379KB]
- 【様式第7号】大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク登録指導者採用結果報告書 [WORD版：17.4KB]

お問い合わせ

生涯学習課

所在地：栃木県大田原市本町1丁目4番1号 本庁舎4階

生涯学習係

TEL：0287-23-2100　FAX：0287-23-1905　E-Mail：syougaigakusyuu@city.ohtawara.tochigi.jp

Get Adobe Acrobat Reader

PDFの閲覧にはAdobe社の無償のソフトウェア「Adobe Acrobat Reader」が必要です。下記のAdobe Acrobat Readerダウンロードページから入手してください。

Adobe Acrobat Readerダウンロード

公開日 2026年09月11日

戻る

国庫補助事業

総合型地域スポーツクラブ
登録・認証制度について

総合型地域スポーツクラブとは

概要 多世代（子どもから高齢者まで）、多種目（様々なスポーツを愛好する人々が）、多志向（それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる）という形態により、行政でもなく、民間企業でもなく、地域住民によって、自発的・主体的に運営されているスポーツクラブです。

総合型地域スポーツクラブの活動　－多様な事業の展開－

総合型地域スポーツクラブ

地域住民
- クラブ運営への参画
- 会員として活動へ参加

運営
役員、クラブマネジャー（クラブ全体の経営管理）、指導者、ボランティアスタッフ　等

活動内容
- スポーツプログラム
- 健康・体力つくり
- 会員交流イベント
- 学校部活動との連携
- 放課後子ども教室
- 初心者向け体験教室
- 障がい者スポーツ
- 介護予防事業
- スポーツツーリズム
- 地域活性化事業　等

定期的・継続的な活動拠点 会員の交流拠点
学校施設・公共施設・民間スポーツ施設・クラブハウス

多様な財源
- 会費収入
- 自主事業収入
- 受託事業収入
- 寄付金・協賛金
- 助成金・補助金　等

⇐ 支援

地方公共団体等
- 財政支援
- 事業委託
- 施設の優先利用
- 広報協力　等

都道府県スポーツ協会等
- クラブ間のネットワークづくり
- クラブの自立的な運営への支援
- クラブの質的向上に向けた支援

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の背景

制度整備の背景

第２期スポーツ基本計画に基づき制度を整備

登録・認証制度の整備により以下を目指す
- 総合型クラブの自立的・永続的な運営を促進
- 地域に根差したクラブとしての定着
- 地域課題解決に向けた取り組みの推進
- より公益性の高い「社会的な仕組み」としての確立

本制度を通じ、総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことを目的とする

そのために必要不可欠なこと
- 都道府県行政の主体的な関わり
- 市区町村行政との連携・協力

» 上記の背景を踏まえ、スポーツ庁より都道府県行政に通知を発信

<平成31年２月22日通知文書>
スポーツ庁健康スポーツ課発信 ⇒ 各都道府県スポーツ主管課宛
「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について（通知）」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai002/attach/1413679.htm

» 登録・認証制度の整備に伴い、第３期スポーツ基本計画に明記された役割に沿って、登録・認証制度を活用した支援や取組を促進していくことが可能となりました

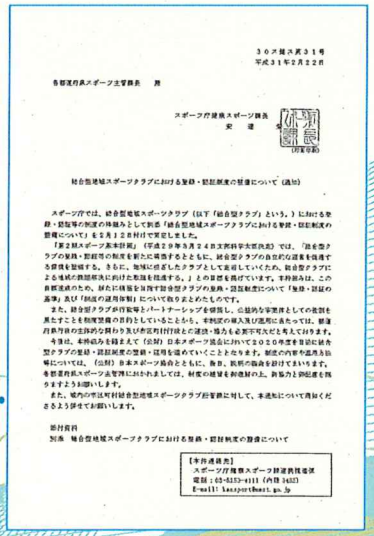

３０ス健ス第３１号
平成３１年２月２２日

各都道府県スポーツ主管課長　殿

スポーツ庁健康スポーツ課長
安達

総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について（通知）

スポーツ庁では、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）における登録・認証等の制度の体制みとして制度「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について」を３月１２日付けで発足しました。

「第２期スポーツ基本計画」（平成２９年３月１４日文部科学大臣決定）では、「総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに導入するとともに、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を整備する。さらに、地域に根ざしたクラブとして定着していくため、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進する。」との目標を掲げています。本検討会は、この目標達成のため、新たに体制を整備する総合型クラブの登録・認証制度について「基準・認証の基準」及び「制度の運用体制」について取りまとめたものです。

また、総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことを制度整備の目的としていることから、本制度の導入及び運用にあたっては、都道府県内の全域の分野わり及び市区町村行政との連携・協力も必要不可欠だと考えております。

今後は、本検討会を踏まえて（公財）日本スポーツ協会において２０２０年度を目処に総合型クラブの登録・認証制度の整備・運用を進めていくこととなります。制度の内容や運用方法等については、（公財）日本スポーツ協会とともに、各自、民間の協会を図りでいきます。

各都道府県スポーツ主管課におかれましては、制度の趣旨を御理解の上、貴管内と登録認証を御かすようお願いします。

また、域内の市区町村総合型地域スポーツクラブ担当課に対して、本通知について周知くださるよう併せてお願いします。

添付資料
別添　総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について

【本件連絡先】
スポーツ庁健康スポーツ課運営指導室
電話：03-5253-4111（内線 3432）
E-mail: kenkosports@mext.go.jp

■ 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に関するお問い合わせ

公益財団法人日本スポーツ協会　地域スポーツ推進部クラブ育成課
（総合型地域スポーツクラブ全国協議会　事務局）

TEL：03-6910-5815
MAIL：sc-info@japan-sports.or.jp

令和８年４月発行

JSPO
Japan Sport Association

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度とは？

日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）が統括し、都道府県行政、都道府県スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と共に、**第３期スポーツ基本計画に基づき**、登録・認証制度という一つの共通理解を基に役割分担した上で運用する制度です。

第３期スポーツ基本計画（該当箇所〔P.61〕抜粋）

第３章（10）②地域のスポーツ環境の構築

ウ　国、JSPO及び地方公共団体は、中間支援組織が取り組む**総合型クラブ**の自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。

エ　国及びJSPOは、総合型クラブの**登録・認証制度**を**47都道府県**で運用開始し、**当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。**

▸ 支援体制イメージ　　➡：支援　⬚：連携

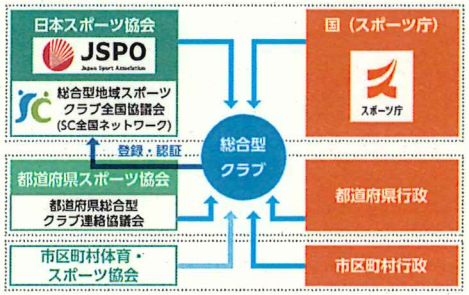

▸ 『登録』と『認証』の２階建て制度構造のイメージ

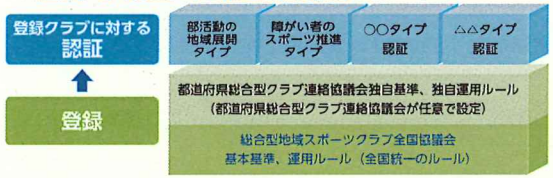

» 全国的な総合型クラブの質的充実や質的向上を目的とした 登録 と、登録クラブがその特徴をいかし、更なる発展や成長を目指すことを目的とした 認証 という２階建ての制度構造により、**地域スポーツ環境の整備・発展に寄与する**ことを目指す制度です。

登録・認証制度がもたらす効果



地域住民への効果

スポーツを通じた地域課題の解決の促進

▸ 登録・認証制度を通じて、政策と連携した事業展開や、質の高いスポーツ活動への参加機会が増加することで、様々な地域課題の解決の促進が期待できます。

（例）中学生等の地域スポーツ環境の整備、要介護率の低下、健康寿命の延伸、地域コミュニティの活性化、障がい者のスポーツ参加率増加

行政への効果

連携先としての安心感・信頼感の醸成

▸ 総合型クラブと連携・協力関係を構築していく際に、登録・認証制度が信用性の基準として活用できます。

（例）支援対象の選定における活用（補助金・施設利用料減免 等）
➡　認証クラブ＞登録クラブ＞未登録クラブ　など
（例）事業委託先条件への活用（信頼性の担保）
➡『登録クラブ』や『認証クラブ』を委託先の条件に。

効率的な地域課題の解決の促進

▸ 登録クラブや認証クラブに対して支援や事業委託を行うことにより、役割分担しながら地域課題の解決を促進しやすくなります。

（例）総合型クラブ：事業の実行　➡　行政：効果の検証

登録制度

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを、登録クラブとして認定する制度です。

登録基準（令和８年４月時点）

登録基準はコチラ
➡ https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabukusei/tourokuninnsyouseido/00syokitei/3_tourokukijunsaisoku.pdf

下表のとおり、活動実態や運営形態、ガバナンスに関する基準を満たした総合型クラブを「登録クラブ」として認定します。

分類	個別基準
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。 ②多世代（複数世代）を対象としている。 ③適切なスポーツ指導者を配置している※。 ④安全管理体制を整備している※。
(2) 運営形態に関する基準	⑤クラブマネジャー等に専門知識を有する者を配置している※。 ⑥地域住民が主体的に運営している。
(3) ガバナンスに関する基準	⑦規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 ⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。

※令和 11 年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和 12 年度登録申請時からは移行措置を終了する）。

登録制度の活用

登録制度を通じて、総合型クラブが地方自治体等とのパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくための要件を基準としているため、**行政の事業委託先や、公的支援の対象条件等に、『登録制度』や『登録クラブ』の活用をぜひご検討ください。**

登録クラブ一覧【令和８年度登録クラブ数：1,098クラブ】

都道府県別登録クラブ一覧はコチラ　➡　https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1095.html

認証制度

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定めるタイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブを認証する制度です。
更なる発展や成長を目指す登録クラブが自らの希望により申請するもので、１クラブが複数タイプの認証を受けることもできます。

※将来的には、地域課題解決や地域スポーツ環境の発展に必要なタイプなど、認証の種類を増やす予定。

タイプ別認証の種類

【運用中】

➡ https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabukusei/tourokuninnsyouseido/00syokitei/ninsyouseido/03_kizyunsaisoku.pdf

部活動の地域展開タイプ	部活動の地域展開において地域スポーツクラブ活動の運営団体を担う資質を持った登録クラブを認証し、子どもたちの地域スポーツ環境の整備を促進する認証タイプ。
障がい者のスポーツ推進タイプ	障がい者の日常的なスポーツ機会の増加を目指した活動を実施する登録クラブを認証し、障がい者の社会進出やインクルーシブなスポーツ環境の実現を促進する認証タイプ。

【検討中（令和８年４月現在）】

健康寿命の延伸タイプ（仮称）

申請条件

▸ 申請対象は、**①登録クラブであること、②総合型クラブとして法人格を有していること**を前提条件とし、タイプ別認証ごとにその他申請条件を設ける場合があります。

認証基準

▸ 各タイプ分野の事業や活動の実施に必要となる、**組織としての資質**を確認する基準を設定しています。
（例）安全安心な／持続可能な運営・活動を行うための仕組みや体制が整理/計画されているか
（例）活動・取組に必要となる専門知識／技能を持つ人員配置やリスク対策等を講じているか　等

認証制度の活用

▸『認証クラブ』は、認証されたタイプ分野の事業や活動に関する一定水準をクリアしていることから、各行政における重点課題の解決や改善に向けた有効なパートナーとなり得るため、**認証タイプ分野の事業委託先や公的支援の対象条件等に、『認証制度』や『認証クラブ』の活用をぜひご検討ください。**

日本スポーツ協会(JSPO)の「認証制度」と市町村等の「認定制度」の比較

JSPO Japan Sport Association

行政・中学校・保護者　等

運営団体(※各地域クラブ活動を統括する団体)

行政部局(直轄)	体育・スポーツ協会	総合型クラブ
スポーツ少年団	クラブチーム等	競技団体

他

認証 JSPO

※総合型クラブのうち登録クラブが対象

実施主体(※個別の地域クラブ活動を実際に行う団体)

総合型クラブ	体育・スポーツ協会	スポーツ少年団
クラブチーム等	競技団体	民間事業者

他

認定 市町村等

※市町村等が実施主体を認定

※運営団体・実施主体の属性は令和6年度時のスポーツ庁調査結果より

©2026 Japan Sport Association.